

パブリックコメントの結果公表

案件名	「藤枝市犯罪被害者等支援条例案要綱」
「藤枝市犯罪被害者等支援条例案要綱」に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	3 人
(2) 提出された意見の数	4 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	2 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	- 件
(3) 今後の参考とする意見	1 件
(4) 反映できない意見	- 件
(5) その他（質問含む）	1 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	各種支援策を受けることのできる「犯罪被害者等」には藤枝市民以外の人も含まれるのか。この場合、市に税金を納めていない者にまで見舞金を支給できるようになってしまうと思うので、見舞金を受けることができる人を明確に規定した方がよいと思う。	3 基本理念(1)にあるとおり「すべての犯罪被害者等」には、その尊厳に資する処遇が保障される権利を有しているとの考えから、支援の性質上可能なものについては広く市民以外の犯罪被害者等も支援対象になると捉えております。しかし、見舞金の給付や住居支援等は、ご指摘のとおり市民に限定すべきですので、条例案要綱上の文言に、支援の内容によって「犯罪被害者等」をすべての方を含む場合、市民・通勤通学者の場合(市民等)、市民のみの場合(市民)の三種類に区分しました。	反映した意見
2	各種支援を受けるためには、申請書などが必要ですか？	見舞金の給付を受けるためには必ず申請書が必要です。それ以外の支援については、まずは、相談窓口において担当職員に口頭で申出ていただければ支援を受けることができます。	その他 (質問)
3	6 犯罪被害者等支援の原則の中に、「犯罪被害者等に対し、教示を行う」とありますが、犯罪被害者を把握することは難しくありませんか。	御指摘のとおり、すべての犯罪被害者を把握することは困難ですので、各関係機関との連携により情報収集に努めるものの、基本的には相談窓口に来られた方に対して教示するよう文言を改めました。	反映した意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
4	理解の促進に関して、様々な啓発をすることだが、その際は是非犯罪被害者の遺族の方のお話など聴く機会をつくってほしい。	県が主体となつて行う犯罪被害者等支援担当者研修で、そのような方の講演を行っているため、それを参考にして実施について検討していきます。	今後の参考とする意見